

令和6年度斜里町空き家等解体事業補助金

空き家等が老朽化により自然災害等の発生時に倒壊のおそれや建材等の飛散が考えられる町内の空き家等の所有者等に対し、解体工事費の一部を補助します。

1. 事前相談

補助対象となる空き家であるかは、役場に来られるか電話で確認下さい。解体工事の見積もり等は、要綱に定める施工業者へ相談してください。

既に解体工事に着手、完了している場合は、補助対象となりませんので、ご注意ください。事前相談は補助金が予算額に達した場合も随時受け付けしています。

2. 補助の金額

解体工事費の補助金額は、上限額は50万円です。
アスベスト事前調査費は、上限額は5万円です。



3. 補助対象の空き家等

次のすべてを満たしている建物が対象となります。

- (1) 斜里町内に所在する建物
- (2) 1年以上にわたり使用されていない建物(※)
- (3) 昭和56年5月以前(旧耐震設計)に建築されたもの
- (4) 所有権以外の権利が設定されていない(または、権利者から除却の同意を得ている)建物
- (5) 雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により、被害が生じた又は見込まれるものであって、緊急的または予防的な除却を要すると認められるもの

(※) 建物への出入りや物置等として使用していないこと、電気、ガス、水道を1年以上使用していないものを言います。
誰も住んでいなくても、電気、ガス、水道を使用し、定期的に清掃等管理されている場合は、空き家に該当しません。

4. 補助対象となる者

次のすべてを満たしている方が対象となります。

- (1) 町内の空き家等の所有者、管理者である者
- (2) 空き家等の所有者、管理者となっている者全員が町税等を滞納していない者
- (3) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例14号)第2条第1項に規定される暴力団員でない者
- (4) 解体する空き家等の敷地に立ち入る現地調査に協力できる者

5. 解体工事の実施要件等

次のすべてを満たしているものが対象となります。

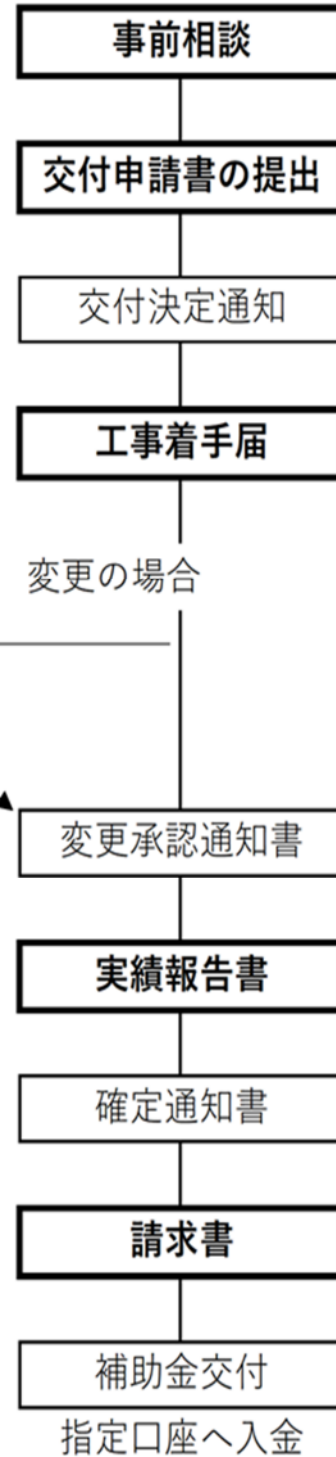
- (1) 敷地内の空き家等をすべて解体し更地とすること
- (2) 町の解体工事の指名競争入札登録施工業者が施工するもの
- (3) 交付決定を受けた年度末までに工事を完了する工事
- (4) 申請年度の属する年度末までに補助金請求ができる工事



6. 事前相談から補助金交付までの流れ

太字 は、申請者が作成・実施します。

細字 は、町が作成・実施します。



詳細は、こちらのQRコードから



お問い合わせ先

部署名：斜里町産業部建設課建設係

電話：0152-26-8378

住所：〒099-4113 斜里郡斜里町本町 12 番地

※解体後、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がることがあります。